

4 免許を受けるための要件

免許を受けようとする者が、次の表の「欠格要件」のいずれかに該当するときは、免許されません。

欠 格 要 件（宅地建物取引業法第5条第1項の概要）	
免許申請の手続関係	
① 免許申請書やその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合	
申 請 者	
② 申請前5年以内に次のいずれかに該当した場合	
A 免許不正取得、情状が特に重い不正不当行為、又は業務停止処分違反をして免許を取り消された場合	
その者が法人である場合は、その法人の役員であった者（※1）を含む	
B 前記のいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく廃業等の届出を行った場合	
C 拘禁刑以上の刑に処せられた場合	
D 宅建業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法（傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合・脅迫・背任）の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられた場合	
E 暴力団員等（※2）	
F 免許申請前5年以内に宅地建物取引業に関して不正または著しく不当な行為をした場合	
③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合	
④ 宅地建物取引業に関し不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな場合	
⑤ 精神の機能の障害により宅地建物取引業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合	
申請者の法定代理人、役員、政令使用人	
⑥ 申請者の法定代理人（※3）、役員（※4）または政令使用人（※5）が上記②、③、④又は⑤に該当する場合	
事 務 所 の 要 件	
⑦ 事務所に専任の宅地建物取引士を設置していない場合	

※1 役員であった者：免許取消処分の聴聞の公示の日前60日以内に役員であった者

※2 暴力団員等：暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。暴力団員等が事業活動を支配する者を含みます。

※3 法定代理人：営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の親権者又は後見人をいいます。

※4 役員：業務を執行する社員、取締役またはこれに準ずる者（法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含みます。相談役も顧問、その他いかなる名称を有するかを問いません。）

※5 政令使用人：事務所の代表者で契約締結権限を有する者（支店長、営業所長）

■ 刑の執行が猶予される場合の取扱い

拘禁刑以上の刑に処せられ執行猶予がついた場合等には、その執行猶予期間中は欠格要件に該当しますが、執行猶予期間が満了して刑の効力が失われた場合には、その翌日から欠格要件には該当しません。